

復興特別所得税額の記載漏れに係る注意喚起について

<確定申告書A用をご利用される方>

表面

⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

注意!

税務番号 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA0110

フリガナ コクセ イ タロウ 氏名 国税 太郎

住所 ○○市△△町×-××-×

再差引所得額 (基準所得額) (32 - 33)	34	22100
復興特別所得税額 (34 × 2.1%)	35	464
所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35)	36	22564

給与	①	1564500
配当	②	
一時所得	③	
合計	④	1564500
社会保険料控除	⑤	260497
小規模企業共済等掛金控除	⑥	
災害減免額	⑦	
復興特別所得税額 (35 × 2.1%)	⑧	464
所得税及び復興特別所得税の額 (36 + 35)	⑨	22564
外国税額控除	⑩	

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページ

⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「**復興特別所得税額**」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

注意!

再差引所得額 (基準所得税額) (40)	22100
復興特別所得税額 (40×2.1%) (41)	464
所得税及び復興特別所得税の額 (40+41) (42)	22564

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページ

◎ 確定申告書A用をご利用される方は表面をご覧ください。